

税 務 だより



収納窓口の開設

日時 5月26日(日) 午前8時30分から午後0時30分まで開設

※役場正面玄関からお入りください。

軽自動車税・自動車税の納税をお忘れなく

5月31日(金)は、軽自動車税・自動車税の納付期限です。4月1日現在、自動車をお持ちの方に納税通知書をお送りしますので、通知書に記載の納付場所でお納めください。なお、納税には便利で安全な口座振替をご利用ください。

問合せ先

▽軽自動車税

税務課 ☎95-11113

▽自動車税

愛知県東尾張県税事務所

☎0568-81-3139

軽自動車税の減免

大口町では納税者の方の申請により、軽自動車税(全額)の減免を受けることができます。

減免の要件

- 身体障がい者または戦傷病者が所有している軽自動車等で、自分で運転していること。
- 身体障がい者、戦傷病者、精神障がい者または、知的障がい者が所有している軽自動車等で、その人と生計を一にする人が運転していること。
- 身体障がい者(18歳未満)、精神障がい者または、知的障がい者で、その人と生計を一にする人が所有している軽自動車等で、その障がい者のために運転していること。
- 身体障がい者、戦傷病者、精神障がい者または、知的障がい者のみで構成される世帯で、常時介護している人が、その障がい者の所有する軽自動車等で、その人のために運転していること。

注意点

- 減免は、障がい者等1人につき1台です。自動車税(県税)の減免を受けている方は該当しません。
- 「生計を一にする」とは、日常生活の資を共にしていることに基づき、必ずしも同一家庭に同居しているかどうかは問いません。
- 障がいの程度によっては減免を受けることができない場合があります。

※詳しい減免基準については19ページをご参照ください。

手続きに必要なもの

- ▽身体障害者手帳等
- ▽運転する方の免許証
- ▽認印
- ▽車検証
- ▽納付書(納付前のも)
- ※減免を受ける方は、5月24日(金)までに申請をしてください。

税に関する手続き

▽家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局(春日井市)で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。

▽自動車等を廃車・譲渡したら

原動機付自転車および小型特殊自動車 ナンバープレート・印かん・標識 交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

▽自動車等を購入したら

原動機付自転車および小型特殊自動車 印かん・販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場

税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

▽原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車 軽自動車検査協会愛知主管事務所 小牧支所

二輪小型自動車・普通自動車 中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

軽二輪自動車(126CCから250CC) 愛知県軽自動車協会小牧分室 ※車両ごとに異なります。

家屋調査にご協力を

1月2日以降に完成(新築・増築)した物件については、令和2年4月から固定資産税の課税対象となるため、今年6月から家屋調査をおこないます。

問合せ先 税務課 ☎95-11113



身体障がい者の軽自動車税減免基準

戦傷病者の 軽自動車税減免基準

戦傷病者手帳の交付を受けており、町の基準に該当している

知的障がい者の 軽自動車税減免基準

厚生労働大臣の定めにより交付を受けた療育手帳に、障がいの程度が「A」と記載されている

精神障がい者の 軽自動車税減免基準

精神保健および精神障害者福祉に関する法律施行令の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に「1級」と記載されている

障がいの区分	障がいの級別	
	身体障がい者が運転する場合	身体障がい者 ※本人以外が運転する場合
視覚障害	1級から4級までの各級	同 左
聴覚障害	2級および3級	同 左
平衡機能障害	3級	同 左
音声機能障害	3級（咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	—
上肢不自由	1級および2級	同 左
下肢不自由	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級 および5級	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害	1級、3級 および4級	1級および3級
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう又は直腸の機能障害		
小腸の機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級	1級から3級までの各級
肝臓の機能障害		

※本人以外が運転する場合は、身体障がい者と生計を一にする方、もしくは、単身で生活する身体障がい者を常時介護する方が軽自動車を運転する場合をいいます。

大口町消防団任命式



▲新役員

平成31年4月1日付けの消防団任命式が役場公室で執りおこなわれ、鈴木町長より酒井孝団長が引き続き消防団長に任命されました。また、佐藤寿義副団長、丹羽嘉英副団長も酒井団長から任命され、再任されました。消防団長、副団長の任期は4年です。防火啓発や消火活動のみならず、団員一人ひとりの災害対応能力の向上に努めていきます。

また、団長から各分団の新役員、新入団員に任命状が手渡されました。新入団員代表の水野晃太団員は、



▲新入団員

安全で安心な町づくりのため消防業務を遂行することを宣誓しました。主な役員と新入団員は次のとおりです。（敬称略）

団長 酒井孝
副団長 佐藤寿義、丹羽嘉英
分団長 鈴木寛之（秋田分団） 村田直樹（豊田分団） 宮地淳一（大屋敷分団） 柘植邦明（外坪分団） 中村光宏（河北分団） 水谷英史（余野分団） 安達紀仁（上小口分団） 西村祐介（中小口分団） 田中良明（下小口分団）
新入団員 水野晃太（河北分団） 田山地弘樹（上小口分団） 川瀬裕大（下小口分団） 鈴木雄大（下小口分団） 佐藤広基（余野分団）